

第91期

定時株主総会  
招集ご通知

Micro&Fine Technology

# 目 次

---

## 招集ご通知

定時株主総会招集ご通知	2
インターネットによる議決権行使のご案内	4

## 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	6
2. 会社の株式に関する事項	13
3. 会社の新株予約権等に関する事項	13
4. 会社役員に関する事項	14
5. 会計監査人の状況	21
6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要	21

## 連結計算書類・会計監査報告

連結貸借対照表	27
連結損益計算書	28
連結株主資本等変動計算書	29
連結注記表	30
連結計算書類に係る会計監査報告	36

## 計算書類・会計監査報告

貸借対照表	39
損益計算書	40
株主資本等変動計算書	41
個別注記表	42
計算書類に係る会計監査報告	46

## 監査役会の監査報告

監査役会の監査報告	49
-----------	----

## 株主総会参考書類

株主総会参考書類	51
----------	----

(証券コード5659)

2021年6月9日

株主各位

大阪府中央区高麗橋四丁目1番1号

日本精線株式会社

代表取締役社長 新貝 元

## 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社 第91期（2021年3月期）定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様におかれましては、可能な限り書面またはインターネットより事前に議決権を行使いただき、当日のご来場については状況を慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会はライブ配信させていただきますので、ご来場されない株主様もインターネットでご視聴いただくことが可能です。是非ご利用ください。（別紙ライブ配信のお知らせをご参照ください）

議決権行使の方法は、以下に記載しておりますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使]

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしていただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の期限までに賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記4～5ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目3番45号  
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ

## 3. 目的事項

報告事項

1. 第91期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第91期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役7名選任の件
	第3号議案	監査役2名選任の件
	第4号議案	補欠監査役1名選任の件
	第5号議案	退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
	第6号議案	役員賞与支給の件

4. その他株主総会招集にあたっての決定事項

- (1) 書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面の郵送による方法とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.n-seisen.co.jp/>) に掲載させていただきます。

### 新型コロナウイルスによる感染症拡大防止への対応等について

株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年も株主総会へのご来場については状況を慎重にご判断いただき、可能な限り書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。

ご来場される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮をお願いいたします。また、会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.n-seisen.co.jp/>

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 「スマート行使」による方法

- 1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- 2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

### 2. ID・パスワード入力による方法

- 1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- 4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

### 3. ご注意

- 1) 行使期限は2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- 2) 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- 3) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2. に記載の方法で行使内容を入力することによってご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 5) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524 (平日9:00~21:00)

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以 上

## 添付書類

## 事業報告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID - 19）の影響を受け大幅に落ち込みましたが、各国政府の経済対策の効果が奏功し、夏場以降に自動車をはじめとする一部の製造業の生産がボトムから持ち直してきました。さらに、早期にコロナ禍から回復した中国において設備投資が引き続き堅調であることに加え、バイデン政権による大規模な経済対策やワクチン接種開始によって米国の社会経済活動も回復してきました。但し、国内における新型コロナウイルスの変異株の影響深刻化や足元の車載用の半導体不足が自動車生産に影響するリスクなど、引き続き先行きへの不透明感が残っています。

当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の経営環境においても、当社製品に対する需要の大幅減の状況から脱し、自動車や半導体などに関連した受注が回復しました。ステンレス鋼線の月平均販売数量は、上半期に2,513トンと大きく落ち込みましたが、下半期は3,268トンまで持ち直してきました。また、販売が好調に転じた超精密ガスフィルター（NASclean®）によって金属繊維は増収となりました。しかし、上半期の販売不振をカバーするには至らず、通期の売上高は341億8百万円（前期比2.3%減）となりました。損益については、高機能・独自製品の売上比率が相対的に高い水準で推移したことに加え、ステンレス鋼線の販売数量の回復による粗利増加及び操業度損圧縮の効果が寄与した結果、営業利益23億80百万円（同23.5%増）、経常利益26億2百万円（同30.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益18億25百万円（同30.8%増）となりました。

次に部門別の概要についてご報告申しあげます。

## 【ステンレス鋼線部門】

上半期については、国内の建材用途や自動車関連用途の鋌螺用材やばね用材などステンレス鋼線全体としてはコロナ禍の影響により販売数量が大きく減少しました。下半期は自動車関連の受注が急回復したほか、巣ごもり需要による家電用途など幅広い

アイテムの受注が回復しました。また、1～3月平均のLMEニッケル価格がポンド当たり8.0ドル（10～12月平均に比してポンド当たり0.77ドル上昇）となり、駆け込み需要も生じたものと捉えています。一方、太陽光発電パネルや電子部品の製造プロセスで使用されるスクリーン印刷向け極細線が底堅く推移するなど、高機能・独自製品におけるコロナ禍の影響は限定的に止まりました。結果として、通期におけるステンレス鋼線全体の月平均販売数量が2,891トン（前期比11.2%減）となりましたが、通期の売上高は280億51百万円（同4.5%減）と減収幅を抑制できました。

海外現地法人であるTHAI SEISEN CO., LTD. 及び大同不銹鋼（大連）有限公司についても、ステンレス鋼線の販売数量の減少を強いられ、減収となりました。

### [金属繊維部門]

ポリエステルフィルムや炭素繊維に関連した設備投資が延期され国内外とも低調に推移したことや、中国国内の化合繊維向け需要減少が響き、ナスロン®フィルターの販売は低調に止まりました。

半導体関連業界向け超精密ガスフィルター（NASclean®）については、課題であった在庫調整の解消も確認でき、当社製品に対する需要も好転しました。背景には、第5世代移動通信システム（5G）の立ち上がりや、リモートワークなどの普及に伴いデータセンターに関連した半導体需要が堅調であったため、在庫調整を経てDRAM価格が上昇し半導体製造装置の投資を再開したことが挙げられます。結果として、通期では売上高は60億57百万円（前期比9.5%増）となりました。

海外現地法人である耐素龍精密濾機（常熟）有限公司についても、中国国内向けの化合繊維向け需要が低迷し売上高は前期比減収となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額は、完工ベースで18億12百万円であり、その主な内容はステンレス鋼線及び金属繊維生産設備などの増設、品質向上及びコスト低減を目指した設備の更新並びに環境対応設備の設置などであります。

## (3) 資金調達の状況

(2)の設備投資の所要資金は、すべて自己資金によりまかなっております。

#### (4) 対処すべき課題

日本国内は新型コロナウイルスのワクチンの普及に時間を要しておりコロナ禍の収束時期の見通しが困難な状況となっております。またコロナ対応で傷んだ各国の財政問題、米中や中東などの地政学的リスク、多発する自然災害など、多くの懸念材料を認識しています。

当社グループの主力製品であるステンレス鋼線は、中国や韓国のステンレス鋼線メーカーとの競争激化による収益低下などの懸念があり、加えてニッケル価格に起因する原材料価格の変動リスクなど厳しい環境下に置かれています。同様に、金属繊維（ナスロン®）も化合繊維向けなどの一般汎用製品については競争が激しくなっております。

このような経営環境を踏まえ、当社グループは今年度より『中期経営計画（NSR23）』（最終年度2024年3月期）をスタートさせ、「日本精線リニューアル計画（NSR）継続推進と高機能・独自製品でサステナビリティに貢献」を中期スローガンとして掲げ、高機能・独自製品の比率を一層高め、企業価値向上に努めてまいります。NSR23の経営目標として連結経常利益42億円、連結売上高経常利益率（ROS）10%以上、連結総資産経常利益率（ROA）10%以上に加え、2030年CO2排出量削減目標▲30%（2013年度比）を掲げESG経営を推進してまいります。

具体的には、ステンレス鋼線部門において、販売面では環境、エネルギー、5Gなどサステナビリティ成長分野に極細線、高強度ばね用材など当社グループの高機能・独自製品の拡販に努めるとともに、成長性のある海外マーケットを開拓してまいります。生産面においては、前中期計画から取り組んできました日本精線リニューアル計画（NSR）を継続推進し、高機能・独自製品の機能・能力増強と持続的成長のための生産基盤の強化を図ります。また、THAI SEISEN CO., LTD.の機能を強化し、国内外の最適生産体制の構築を進めてまいります。

金属繊維部門においては、中国、韓国の現地法人の活用による海外市場への拡販、高精度化する需要に応える商品開発を進めるとともに、半導体関連市場の需要増に対し、超精密ガスフィルター（NASclean®）の安定したサプライチェーンの構築を進めてまいります。

さらには、将来の水素社会を展望した研究開発に努めるとともに、事業継続マネジメント（BCM）の再構築や働き方改革など、リスク管理やガバナンスなどの体制強化にも鋭意取り組んでまいります。

以上の諸施策を確実に実行することにより、収益の一段の向上を図るとともに、事業のグローバル化推進や高度化・多様化する顧客ニーズへの対応、サステナブル社会への貢献を通じ、『さらなる企業価値の向上』にグループ一丸となって取り組

んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 88 期 2018年3月期	第 89 期 2019年3月期	第 90 期 2020年3月期	第 91 期 2021年3月期
売 上 高 (百万円)	37,451	38,760	34,910	34,108
経 常 利 益 (百万円)	4,026	3,675	1,999	2,602
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,814	2,635	1,395	1,825
1株当たり当期純利益(円・銭)	458.77	429.65	227.48	297.66
総 資 産 (百万円)	42,065	42,227	43,315	46,071
純 資 産 (百万円)	28,579	30,467	31,446	32,974

- (注) 1. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第88期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しています。
2. 第90期より、連結決算の開示内容の充実及びグループ経営の強化を図るため、非連結子会社であった大同不銹鋼(大連)有限公司、韓国ナスロン株式会社及び日精テクノ株式会社を連結の範囲に含めております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は大同特殊鋼株式会社で、同社は当社の株式を2,620千株(出資比率42.7%)保有しております。なお、同社は当社における原材料の重要な供給元であり、当社は同社の子会社を通じて原材料を仕入れております。

### ② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は品質・価格・納期等の取引条件を勘案して公正かつ適正に材料調達先を決定することにより少数株主を保護することを目的として「原材料取引の基本方針」を定め、親会社との間で原材料購入取引を実施するに当たっては、上記基本方針に基づき、当該取引の取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適切に決定しております。また、当社は、上記基本方針に基づき、当該取引が当社の利益を害するものでないかを毎月の経営会議にて審議するとともに、年1回、取締役会にて承認を行うこととしております。

- ロ、当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由  
 当社取締役会は、親会社との原材料購入取引の必要性及び取引条件が、上記イ、に記載のとおり、上記基本方針に基づき公正かつ適正に決定され、また、毎月の経営会議による審議も経ていることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
THAI SEISEN CO., LTD. (タイ国)	3億20百万 バーツ	95.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステンレス鋼線の製造加工並びに販売</li> <li>ダイヤモンドダイスの製造加工、修理並びに販売</li> </ul>
耐素龍精密濾機(常熟)有限公司 (中国)	60百万円	80.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属繊維(ナスロン®)製フィルター製品の製造並びに販売</li> </ul>
大同不銹鋼(大連)有限公司 (中国)	17百万円	74.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロム系ステンレス鋼線の製造、加工並びに販売</li> </ul>
韓国ナスロン株式会社 (韓国)	450百万 ウォン	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>超精密ガスフィルター及び金属繊維(ナスロン®)製フィルター等の市場調査及び販売支援</li> </ul>
日精テクノ株式会社 (大阪府枚方市)	45百万円	100.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>丸線・異形線の直線加工、溶接材料の伸線加工、製品入出庫作業及び人材派遣事業等</li> </ul>

- ④ 特定完全子会社に関する事項  
 該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容

ステンレス鋼線、ステンレス鋼直棒・異形線、高合金線、チタン線、金属繊維(ナスロン®)及びその加工品、金属繊維焼結フィルター、半導体用超精密ガスフィルター、溶接棒、ダイヤモンドダイス、その他金属線の製造加工並びに販売

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当 社

本 社：大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号  
支 店：大阪支店（大阪市中央区） 東京支店（東京都中央区）  
名古屋支店（名古屋市中区）  
工 場：枚方工場（大阪府枚方市） 東大阪工場（大阪府東大阪市）

### ② 子会社

- ・ THAI SEISEN CO., LTD.（タイ国）
- ・ 耐素龍精密濾機（常熟）有限公司（中国）
- ・ 大同不銹鋼（大連）有限公司（中国）
- ・ 韓国ナスロン株式会社（韓国）
- ・ 日精テクノ株式会社（大阪府枚方市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	摘 要
名 名 869 (△7)	パート、臨時工など非正社員197名を除く

② 当社の従業員の状況

従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数	摘 要
名 名 596 (△4)	歳 月 41・10	年 月 18・6	パート、臨時工など非正社員167名を除く

(10) 主要な借入先

① 企業集団の借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	290
バンクオブアユタヤパブリック	70
カンパニーリミテッド	
株式会社三井住友銀行	69
株式会社三菱UFJ銀行	68
株式会社池田泉州銀行	34
株式会社七十七銀行	34
株式会社中京銀行	34
三井住友信託銀行株式会社	34

② 当社の借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほ銀行	134
株式会社三菱UFJ銀行	68
株式会社三井住友銀行	34
株式会社池田泉州銀行	34
株式会社七十七銀行	34
株式会社中京銀行	34
三井住友信託銀行株式会社	34

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 25,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 6,492,293株  |
| (3) 当期末株主数     | 6,749名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社	2,620	42.73
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	217	3.54
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	183	2.98
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	121	1.98
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG F U N D S / U C I T S A S S E T S	114	1.85
特 殊 発 條 興 業 株 式 会 社	106	1.73
前 尾 和 男	103	1.68
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 4 )	85	1.39
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	67	1.10
A S A D A 株 式 会 社	60	0.97

- (注) 1. 当社は、自己株式を359,054株保有していますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
新 貝 元	代表取締役社長	
秋 田 康 明	取締役常務執行役員	経営企画部・経理部担当
高 橋 一 朗	取締役執行役員	鋼線製造主担当、 研究開発部・顧客サービス部担当 枚方工場長
花 井 健	取締役	タツタ電線株式会社社外取締役、ギークス株式会社社外取締役、株式会社LIFULL社外監査役
滝 沢 正 明	取締役	
温 品 昌 泰	取締役	大同特殊鋼株式会社執行役員大阪支店長兼ステンレス・軸受産機ビジネスユニット長
渡 邊 剛	取締役	大同特殊鋼株式会社星崎工場長
中 川 幸 朋	常勤監査役	
若 松 壯 一	常勤監査役	日精テクノ株式会社非常勤監査役
笹 山 眞 一	監査役	
鈴 井 伸 夫	監査役	

- (注) 1. 取締役花井健氏及び滝沢正明氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役笹山眞一氏及び鈴井伸夫氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役花井健氏及び滝沢正明氏、並びに、監査役笹山眞一氏及び鈴井伸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。  
 4. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。  
 5. 常勤監査役の中川幸朋氏及び若松壯一氏は、当社の経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当期中の取締役及び監査役の異動

### ① 退任

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
立花 一人	2020年6月26日	辞任	当社取締役 大同興業株式会社代表取締役社長
花 輪 博	2020年6月26日	辞任	当社監査役

### ② 就任

氏名	地位	就任日
温 品 昌 泰	取締役	2020年6月26日
鈴 井 伸 夫	監査役	2020年6月26日

(ご参考)

当社では、経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能を区分して役割と責任を明確にするため、執行役員体制を採っております。

2021年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりです。

氏名	執行役員役名	担当及び重要な兼職の状況
* 秋 田 康 明	常務執行役員	経営企画部・経理部担当
吉 田 厚	常務執行役員	金属繊維主担当 耐素龍精密濾機（常熟）有限公司董事長
加 藤 泰 資	常務執行役員	総務部・情報システム部担当、 コンプライアンス担当
小 林 真	常務執行役員	鋼線販売部門・営業統括部担当
* 高 橋 一 朗	常務執行役員	鋼線製造主担当、 研究開発部・顧客サービス部担当、 サステナビリティ担当
越 智 隆 裕	執行役員	金属繊維副担当、金属繊維製造部門担当
大 塚 雅 彦	執行役員	枚方工場長
谷 口 政 広	執行役員	東大阪工場長
山 田 和 仁	執行役員	東京支店長
松 田 潤	執行役員	金属繊維販売部門担当 韓国ナスロン株式会社代表理事
木 寅 潤 一	執行役員	経営企画部長、 大同不銹鋼（大連）有限公司董事長

(注) \*印の執行役員は取締役を兼務しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は、全額会社が負担しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	役員退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	82百万円 (18百万円)	26百万円 ( - )	15百万円 ( - )	124百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	44百万円 (15百万円)	- ( - )	- ( - )	44百万円 (15百万円)

(注) 1. 上記業績連動報酬等の額には、期間費用として引当金計上した取締役賞与(取締役3名に対し26百万円)を含めております。なお、取締役賞与の額については、連結経常利益の当期の実績が26億円であったことを前提に、連結経常利益をベースに一定の算式に基づき算出しております。

2. 上記役員退職慰労金の額には、業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等であり期間費用として引当金計上した退職慰労金(取締役3名に対し150万円)を含めております。

3. 上記には、2020年6月26日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含めております。

4. 上記には、無報酬の取締役3名は含んでおりません。

5. 2018年6月28日をもって社外取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

6. 当社取締役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第62期定時株主総会において月額150万円以内(ただし使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。(うち、社外取締役は1名)

7. 当社監査役の金銭報酬の額は、2018年6月28日開催の第88期定時株主総会において月額50万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

##### ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

- ・社外監査役1名に対し200万円

(上記には、過去の事業報告において監査役の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額200万円が含まれております。)

### ③ 取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針に関して

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下に記載するとおりであります。かかる方針の決定にあたっては、ガバナンス委員会の協議を経て、取締役会決議により決定することとしています。

#### イ. 役員報酬の基本方針及び体系・構成

取締役の報酬は、①固定報酬である基本報酬（月額）、②単年度の当社の業績を反映した業績連動報酬（役員賞与）、及び③役員退職慰労金から構成されています。また、中長期の業績を反映させる観点から、各取締役（社外取締役を除く）は、月額報酬の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任期間中継続することにしております。なお、社外取締役の報酬は、その職務内容等に鑑み、業績連動報酬及び役員退職慰労金は支給せず、固定報酬である基本報酬（月額）のみを支給します。

#### ロ. 基本報酬

取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、各取締役の役位や職責（担当部門の職務内容や規模、責任、経営への影響の度合い等）、在任年数等に応じ、あらかじめ定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給しております。

社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給しております。

#### ハ. 役員賞与

取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬等としての役員賞与については、毎年1回、定時株主総会の承認を経た上で、定時株主総会後に支給しております。その各人別の支給金額は、連結経常利益をベースに一定の算式に基づき算出した数値に、連結経常利益の額に応じてあらかじめ定める職位別の指数を乗じ、職位別基本額を算出した上で、担当部門の業績・個人別の考課・在任期間等を考慮し、一定の加減算を行い算出します。業績の見通しの修正等、特別な事情が生じた場合は支給額の見直しを行うものとし、また、連結経常利益が一定額を下回る場合には、役員賞与を支給しません。

なお、連結経常利益を役員賞与に係る指標に選択したのは、利益水準に対する意識を高め、中期経営計画に掲げる連結経常利益の目標達成に向けたインセンティブとして機能することを期待しているためであります。連結経常利益の当期における目標は、中期経営計画で定める55億円であります。当期の実績は26億円でした。

職位別の指数は、基本報酬と同様に各取締役の役位や職責等に応じて定めるものとし、業績連動報酬とそれ以外の報酬の比率を定めることはしないこととしますが、職位が高位であれば、業績に対する責任の度合等も高まることから、それに伴って業績連動報酬等としての役員賞与の比率が高まるよう、役員賞与

にかかる上記職位別の指数も高く設計しております。

## ニ. 役員退職慰労金

取締役(社外取締役を除く)については、原則として退任時に、定時株主総会の承認を経た上で、報酬内規に基づき、退任時の役位や勤続年数に応じて支給金額が定まる役員退職慰労金を定時株主総会後に支給しております。

## ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の基本報酬、役員賞与、及び役員退職慰労金は、株主総会決議及びあらかじめ定められた報酬内規に基づく算出方法の範囲内で代表取締役社長に各人別の支給額の決定を一任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。2020年6月26日、取締役会は、取締役の基本報酬(月額)及び役員賞与の額の決定を、株主総会決議及び報酬内規に基づく算出方法の範囲内で定めることとして代表取締役社長新貝元氏に一任し、同日、同氏は、これらの報酬に係る各人別の支給額を決定しました。

なお、代表取締役社長による権限が適切に行使されるようにするため、代表取締役社長はガバナンス委員会における協議を経て、基本報酬については報酬内規で定められた報酬基準額の範囲内で各人別の支給額を決定するものとし、役員賞与及び役員退職慰労金については報酬内規で定められた算定方法に基づき各人別の支給額を決定するものとしております。

ガバナンス委員会においては、上記基本報酬の役位ごとの基準額、賞与については、指標を含む算定方法及び各取締役の具体的な支給額等を協議することとしております。

社外取締役の基本報酬については、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、取締役会の決議に基づき各人別の支給額を決定することとしております。

## ヘ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会として、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・該当事項はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役花井健氏は、タツタ電線株式会社及びギークス株式会社の社外取締役並びに株式会社LIFULLの社外監査役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は当社の主要な取引金融機関のひとつである株式会社みずほ銀行に勤務していましたが、同行を退行してから11年以上が経過しております。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
- 取締役花井健氏は、金融関係の業務に長年携わってきた見識を活かして、投資家・株主の視点に立ったコーポレートガバナンス強化等の経営施策に反映いただく観点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催した取締役会11回の全てに出席し、かかる専門的な知見をもとに議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
  - 取締役滝沢正明氏は、企業経営者として培ってきた見識を活かして、特に、海外事業拡大に向けた経営施策に反映いただく観点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催した取締役会11回の全てに出席し、かかる専門的な知見をもとに議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
  - 監査役笹山眞一氏は、当事業年度に開催した取締役会11回のうち9回、監査役会9回のうち7回に出席し、それぞれ議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。
  - 監査役鈴木伸夫氏は、監査役就任後に開催した取締役会9回及び監査役会7回の全てに出席し、それぞれ議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 ひびき監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額（消費税含まず）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるTHAI SEISEN CO.,LTD.、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司及び大同不銹鋼（大連）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は会計監査人の独立性、及び専門性、並びに職務の執行状況などを総合的に判断して、会計監査人の変更が必要と認める場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につきまして、当社取締役会における決議内容は次のとおりです。

#### ① 内部統制基本方針

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

## ② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役会で定めた「日本精線企業倫理憲章」及びそれに基づいて制定した「日本精線行動規準」をすべての役員、執行役員及び使用人に配付するとともに、「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」を継続して伝える。

また、「日本精線企業倫理憲章」に制定のとおり、当社は、市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、公的機関と協力して断固として対決する。

これらを組織的に推進するため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置、コンプライアンス担当役員を選任し、取締役、執行役員及び使用人が行動規準の実施を徹底するよう啓蒙、改善を継続する。コンプライアンス委員会は原則として6ヶ月に1回、必要あるときは随時開催し、その内容は取締役会に報告する。

## ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体（以下、文書等）に記録し、保存する。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、株主総会議事録等の法定作成文書をはじめ稟議書等の決裁書類並びに経営会議資料等は、取締役会規程、文書取扱規程等社内規程に基づき保存及び管理を適正に行う。

## ④ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業推進に伴う損失の危険に関しては、執行役員がそれぞれの担当部署のリスクを認識、統括・管理する。子会社の損失の危険に関しては「関連会社管理規程」に基づき経営企画部が主管部署となり管理し、都度必要な指導を行う。それら内容については「コンプライアンス委員会」並びに取締役会に報告する。また、突発的危機発生時は、経営危機管理規程に基づき、対外的影響を最小限にするための対応策を協議・実施する。

**⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能を区分して役割と責任を明確にするため、執行役員制度を採用する。当社執行役員制度の下では、取締役会で定めた中期計画や予算などの経営目標に基づき、代表取締役及び執行役員が半期毎に、具体的活動方針及び目標を設定し業務の執行及び進捗状況のレビューを行う。

また、重要事項に関する意思決定の機動性を高めるため、原則毎週1回代表取締役、常務執行役員及び関係部門長が出席して開催する「経営会議」において効率的審議を行い、定められた案件は取締役会の決議・報告事項とする。

**⑥ 当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

イ. 当社は親会社及びそのグループ各社との関係に関しては、大同特殊鋼グループとしての企業価値向上に取り組むと同時に、上場企業としての経営の独立性を確保することを基本方針とし、取引については一般取引先と同様個別協議により決定する。

ロ. 「経営会議」において子会社取締役は業績及び計画を適宜報告し、年次決算及び予算に関しては「経営会議」にて審議する。また、子会社における重要な設備投資については「経営会議」にて子会社取締役が説明のうえ審議し実施する。

ハ. 子会社の経営が順調に進展するように、適宜、子会社取締役は当社関係部署と打合せを実施する。

ニ. 当社取締役、執行役員及び使用人は子会社の非常勤監査役または非常勤取締役に就任し、子会社を監査、監視する。内部監査部門は、1年に1回重要な子会社の監査を実施し、代表取締役社長並びに監査役会にその結果を報告する。

ホ. 子会社に「日本精練企業倫理憲章」及び「日本精練行動規準」を配付し、指導・支援を行い、法令遵守意識を啓蒙する。また、財務報告の信頼性の確保については、体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」に定め責任体制を明確化して推進し、財務報告の信頼性の維持・向上を図る。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役より、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）を置くことを求められた場合は、総務部所属の使用人にその任を命じ行わせる。その使用人の人事異動・人事評価等の処遇に関しては監査役会との協議により実施する。

⑧ **監査役**の職務を補助すべき使用人に対する**監査役**の指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該スタッフが監査役の職務を補助するのに必要な時間を総務部長に確保させる。

⑨ **取締役**及び**使用人**が**監査役**に報告するための体制**その他の監査役への報告に関する体制**

取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、法令に定める事項に加え、当社及び当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの推進・実施状況、コンプライアンス通報・相談窓口への相談・通報状況、その他重要事項について報告する。また、半期毎の各部門活動状況報告の「総合会議」並びに「経営会議」には、監査役の出席を仰ぐ。

⑩ **子会社**の**取締役**、**監査役**及び**使用人**、またはこれらの者から報告を受けた者が**監査役**に報告するための体制

取締役及び使用人は監査役に対して、子会社に関する前項に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。内部監査部門は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役及び使用人から聴取した内容を監査役に報告する。

⑪ **監査役**に報告した者が報告したことを理由として**不利な取扱い**を受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを「公益通報者保護規程」に定める。

⑫ **監査役**の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続**その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が監査役及び監査役スタッフの職務の執行について生ずる費用の前払または債務の償還を請求したときは、担当部門において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

⑬ **その他監査役**の**監査**が**実効的**に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を設定する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンスに関する取組みの状況

- ・コンプライアンスの重要性の理解と意識付けを浸透させるため、「日本精線行動規準」を役員及び使用人に配付し、定期的にコンプライアンス教育を行うことで、周知徹底を図っています。
- ・内部通報制度について、通報・相談の窓口を従来の社内窓口だけでなく、顧問弁護士事務所の社外窓口を設けるなど制度の整備、充実に取り組んでいます。

### ② リスク管理体制の強化

- ・代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を8月、2月及び3月に開催し、当社及び当社子会社における環境・安全・健康・品質・設備・情報管理等の様々な業務に係わるリスクの分析、対応策・実施状況の確認を行っております。また、大規模自然災害発生時に備えた事業継続計画(BCP)の充実に継続的に進めております。

### ③ 経営意思決定の効率化

- ・当社執行役員制度の下、取締役会で定めた中期計画や予算などの経営目標に基づき、半期毎に具体的活動方針及び目標を設定し、業務の執行及び進捗状況のレビューを「経営会議」及び「総合会議」にて行っております。
- ・重要事項に関する意思決定を行う「経営会議」については、原則毎週火曜日に開催し効率的審議を行い、定められた案件は取締役会の決議・報告事項としております。

### ④ 企業グループにおける業務の適正の確保

- ・当社の親会社である大同特殊鋼株式会社は当社における原材料の重要な供給元であります。その取引に関しては、経済合理性に基づき、品質・価格・納期等の取引条件を勘案して公正かつ適正に材料調達先を決定することにより少数株主を保護することを目的として定めた「原材料取引の基本方針」に基づき運用しております。
- ・当社子会社取締役は、月次業績及び計画、並びに年次決算及び予算に関して、適宜「経営会議」にて報告し、業務の執行及び進捗状況のレビューを行っております。

- ・当社取締役、監査役、執行役員及び使用人の内、THAI SEISEN CO., LTD.には3名、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司には5名、大同不銹鋼（大連）有限公司には2名（ただし、2021年2月18日以降は1名）、韓国ナスロン株式会社には3名、日精テクノ株式会社には2名が非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、子会社を監査、監視しております。
- ・内部監査部門は、韓国ナスロン株式会社には10月、THAI SEISEN CO., LTD.には2月、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司には3月に監査を実施し、代表取締役社長及び監査役にその結果を報告しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響のため、当該3社の監査はインターネット等を活用して実施しております。

#### ⑤ 監査役の監査体制

- ・重要な意思決定や職務の執行状況等監査役が必要とする情報については、文書及び議事録の供覧や「コンプライアンス委員会」「経営会議」「総合会議」への出席を通じて適切に行われております。
- ・監査役は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ3ヶ月に1回意見交換会を実施しております。

- 
- (注) 1. 金額・株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示しております。  
3. 比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(46,071)	(負債の部)	(13,097)
<b>流動資産</b>	<b>29,631</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,277</b>
現金及び預金	13,776	支払手形及び買掛金	5,494
受取手形及び売掛金	8,210	短期借入金	440
電子記録債権	537	リース債務	3
たな卸資産	6,931	未払法人税等	700
その他	174	未払消費税等	165
<b>固定資産</b>	<b>16,439</b>	賞与引当金	580
<b>有形固定資産</b>	<b>14,067</b>	役員賞与引当金	26
建物及び構築物	4,464	その他	866
機械装置及び運搬具	6,402	<b>固定負債</b>	<b>4,820</b>
土地	1,630	長期借入金	194
リース資産	10	リース債務	7
建設仮勘定	959	役員退職慰労引当金	63
その他	599	環境対策引当金	0
<b>無形固定資産</b>	<b>255</b>	退職給付に係る負債	4,544
ソフトウェア等	255	その他	9
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,116</b>	(純資産の部)	(32,974)
投資有価証券	326	<b>株主資本</b>	<b>32,473</b>
繰延税金資産	1,583	資本金	5,000
その他	206	資本剰余金	5,442
<b>資産合計</b>	<b>46,071</b>	利益剰余金	22,880
		自己株式	△849
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>90</b>
		その他有価証券評価差額金	25
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	174
		退職給付に係る調整累計額	△109
		<b>非支配株主持分</b>	<b>409</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>46,071</b>

# 連結損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	34,108
売上原価	28,589
売上総利益	5,518
販売費及び一般管理費	3,138
営業利益	2,380
営業外収益	269
受取利息及び配当金	20
その他	249
営業外費用	47
支払利息	5
固定資産除却損	9
その他	32
経常利益	2,602
特別損失	5
ゴルフ会員権評価損	5
税金等調整前当期純利益	2,597
法人税、住民税及び事業税	891
法人税等調整額	△137
当期純利益	1,842
非支配株主に帰属する当期純利益	16
親会社株主に帰属する当期純利益	1,825

# 連結株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日期首残高	5,000	5,442	21,575	△847	31,170
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△521		△521
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,825		1,825
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額〔純額〕					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,304	△1	1,303
2021年3月31日期末残高	5,000	5,442	22,880	△849	32,473

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2020年4月1日期首残高	△33	0	115	△193	△111	387	31,446
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△521
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,825
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額〔純額〕	58	△0	59	84	202	21	224
連結会計年度中の変動額合計	58	△0	59	84	202	21	1,527
2021年3月31日期末残高	25	△0	174	△109	90	409	32,974

連結注記表 (記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

5社 [THAI SEISEN CO., LTD. ・耐素龍精密濾機 (常熟) 有限公司・大同不銹鋼 (大連) 有限公司・韓国ナスロン(株)・日精テクノ(株)]

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

・連結子会社の決算日

THAI SEISEN CO., LTD. …………… 2月末日  
 耐素龍精密濾機 (常熟) 有限公司…12月末日  
 大同不銹鋼 (大連) 有限公司…………12月末日  
 韓国ナスロン(株)……………12月末日  
 日精テクノ(株)…………… 3月末日

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額…全部純資産直入法  
売却原価…主として移動平均法）

時価のないもの…移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権……………貸倒実績率

貸倒懸念債権等……………回収不能見込額

賞与引当金

支給見込額

役員賞与引当金

支給見込額

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額

環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分に係る支出見込額

④ 重要な外貨建の資産又は負債

の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債、収益及び費用は、会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。  
また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。
- ヘッジ手段……………為替予約
- ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建金銭債権及び外貨建予定取引
- ヘッジ方針……………為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る負債の計上基準
- 当連結会計年度末において発生していると認められる額（当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づく）
- 数理計算上の差異……………5年による定額法により翌期から費用処理未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- 消費税等の会計処理方法
- 税抜方式

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

繰延税金資産	……………	1,583百万円
退職給付に係る負債	…	4,544百万円

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳	商品及び製品……………	1,856百万円
	仕掛品……………	3,457百万円
	原材料及び貯蔵品…	1,618百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		35,355百万円
(3) 担保に供している資産		
有形固定資産（工場財団）		3,614百万円（対応債務なし）

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項	[発行済株式]			
	種類……………	普通株式		
	株式数…	当連結会計年度期首	6,492,293株	
		当年度増加	-株	
		当連結会計年度末	6,492,293株	
	[自己株式]			
	種類……………	普通株式		
	株式数…	当連結会計年度期首	358,747株	
		当年度増加	307株	
		(単元未満株式の買取)		
		当連結会計年度末	359,054株	

### (2) 配当に関する事項（普通株式）

決 議	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日	摘 要
①2020年6月26日 (定時株主総会)	276	45.0円	2020年3月31日	2020年6月29日	支払済
②2020年10月29日 (取締役会)	245	40.0円	2020年9月30日	2020年12月7日	支払済
③2021年6月29日 (定時株主総会)	429	70.0円	2021年3月31日	2021年6月30日	(注)

(注) ③は、基準日が当連結会計年度に属し、効力発生日が翌連結会計年度となる配当金であります。なお、③の配当の原資は利益剰余金を予定しております。

## 5. 金融商品に関する注記

## (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しており、一時的な余資は安全性及び流動性の高い金融資産（主に銀行預金）で運用しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、海外取引における外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、6ヶ月以内の支払期日で短期決済となっており、借入金の用途については、運転資金及び設備投資資金が対象であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	13,776	13,776	-
(2) 受取手形及び売掛金	8,210	8,210	-
(3) 電子記録債権	537	537	-
(4) 投資有価証券	315	315	-
[資産計]	22,840	22,840	-
(1) 支払手形及び買掛金	5,494	5,494	-
(2) 短期借入金	440	440	-
(3) 長期借入金	194	194	-
[負債計]	6,128	6,128	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

《資産》

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金に関し、先物為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(4) 投資有価証券

これら時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。

《負債》

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

・非上場株式…11百万円（連結貸借対照表計上額）

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社では、東京都において賃貸用の倉庫（土地を含む。）を、大阪府豊中市において居住用マンション1室を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
156	392

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 5,309円46銭  
(2) 1株当たり当期純利益 297円66銭

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月26日

日本精線株式会社  
取締役会 御中ひびき監査法人  
大阪事務所代表社員 公認会計士 加藤 功 士 ㊞  
業務執行社員代表社員 公認会計士 武藤 元 洋 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精線株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精線株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(41,894)	(負債の部)	(12,081)
流動資産	25,406	流動負債	7,541
現金及び預金	11,441	支払手形	20
受取手形	1,689	買掛金	5,057
電子記録債権	537	1年内返済予定の長期借入金	178
売掛金	5,929	リース債務	3
商品及び製品	1,544	未払金	407
仕掛品	3,168	未払費用	347
原材料及び貯蔵品	913	未払法人税等	687
前払費用	64	未払消費税等	161
その他	117	前受金	40
固定資産	16,487	預り金	40
有形固定資産	12,534	賞与引当金	570
建物	3,549	役員賞与引当金	26
構築物	381	その他	0
機械及び装置	5,661	固定負債	4,539
車両運搬具	28	長期借入金	194
工具、器具及び備品	492	リース債務	7
土地	1,450	退職給付引当金	4,264
リース資産	10	役員退職慰労引当金	63
建設仮勘定	959	環境対策引当金	0
無形固定資産	255	その他	9
電話加入権等	32	(純資産の部)	(29,812)
ソフトウェア	203	株主資本	29,787
ソフトウェア仮勘定	20	資本金	5,000
投資その他の資産	3,697	資本剰余金	5,446
投資有価証券	326	資本準備金	5,446
関係会社株式	1,274	利益剰余金	20,190
関係会社出資金	416	利益準備金	359
従業員長期貸付金	0	その他利益剰余金	45
長期前払費用	10	圧縮記帳積立金	5,000
繰延税金資産	1,500	別途積立金	14,785
その他	168	繰越利益剰余金	△849
資産合計	41,894	自己株式	25
		評価・換算差額等	25
		その他有価証券評価差額金	△0
		繰延ヘッジ損益	△0
		負債純資産合計	41,894

## 損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	31,490
売 上 原 価	26,560
売 上 総 利 益	4,929
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,729
営 業 利 益	2,200
営 業 外 収 益	181
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12
そ の 他	168
営 業 外 費 用	34
支 払 利 息	1
固 定 資 産 除 却 損	7
そ の 他	25
経 常 利 益	2,347
特 別 損 失	5
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5
税 引 前 当 期 純 利 益	2,341
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	852
法 人 税 等 調 整 額	△141
当 期 純 利 益	1,630

# 株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株 主 資 本 計 合
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	利益剰余金計	株主資本計	
		資本準備金	利益準備金	圧縮記帳積立金	その他利益剰余金	別途積立金				
2020年4月1日期首残高	5,000	5,446	359	48	5,000	13,673	19,081	△847	28,679	
事業年度中の変動額										
圧縮記帳積立金の取崩				△3		3	—		—	
剰余金の配当						△521	△521		△521	
当期純利益						1,630	1,630		1,630	
自己株式の取得								△1	△1	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額〔純額〕										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△3	—	1,112	1,109	△1	1,108	
2021年3月31日期末残高	5,000	5,446	359	45	5,000	14,785	20,190	△849	29,787	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等計		
2020年4月1日期首残高	△33	0	△32		28,646
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の取崩					—
剰余金の配当					△521
当期純利益					1,630
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額〔純額〕	58	△0	58		58
事業年度中の変動額合計	58	△0	58		1,166
2021年3月31日期末残高	25	△0	25		29,812

個別注記表（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております）

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券…償却原価法（定額法）

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額…全部純資産直入法）  
（売却原価…移動平均法）

時価のないもの…移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権……………貸倒実績率

貸倒懸念債権等……………回収不能見込額

賞与引当金

支給見込額

役員賞与引当金

支給見込額

退職給付引当金

当事業年度末において発生していると認められる額（当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づく）

数理計算上の差異……………5年による定額法により翌期から費用処理

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額

環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分に係る支出見込額

- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。  
また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。
  - ヘッジ手段……………為替予約
  - ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建金銭債権及び外貨建予定取引
  - ヘッジ方針……………為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
  - ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
  - 消費税等の会計処理方法 税抜方式

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産	1,500百万円
退職給付引当金	4,264百万円

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	184百万円
関係会社に対する短期金銭債務	197百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	30,924百万円
(3) 担保に供している資産	
有形固定資産（工場財団）	3,614百万円（対応債務なし）
(4) 偶発債務	以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
	耐素龍精密濾機（常熟）有限公司 51百万円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	297百万円
仕入高	1,885百万円
その他の営業取引高	213百万円
営業取引以外の取引高	36百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数	種類……普通株式	
	株式数…当期首	358,747株
	当期増加	307株（単元未満株式の買取）
	当期末	359,054株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産…賞与引当金、賞与社会保険料、退職給付引当金、役員退職慰労引当金等  
繰延税金負債…圧縮記帳積立金等

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者の関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	大同特殊鋼(株)	名古屋市東区	37,172	特殊鋼鋼材等の製造販売	(被所有) 直接 42.84 間接 0.17	・原材料の供給元 ・役員の兼任等	ステンレス鋼線等の販売	171	電子記録債権	74
									売掛金	20

### (2) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者の関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大同興業(株)	名古屋市東区	1,511	特殊鋼・製鋼原材料等の販売	(被所有) 直接 0.17	・当社製品の販売 ・原材料等の購入	ステンレス鋼線等の販売	7,912	売掛金	824
							原材料の購入	8,932	買掛金	2,100
							仕入割引料	11		
							設備の購入	22	未払金	2

(注1) 上記(1)～(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

4,860円89銭

(2) 1株当たり当期純利益

265円85銭

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月26日

日本精線株式会社  
取締役会 御中ひびき監査法人  
大阪事務所代表社員 公認会計士 加藤 功 士 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 武藤 元 洋 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精線株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

日本精線株式会社 監査役会

常勤監査役 中 川 幸 朋 ㊟

常勤監査役 若 松 壮 一 ㊟

監 査 役 笹 山 眞 一 ㊟

監 査 役 鈴 井 伸 夫 ㊟

(注) 監査役笹山眞一及び監査役鈴井伸夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、連結業績や財政状態などを総合的に勘案し、連結配当性向30%程度を目途に株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

また、内部留保資金につきましては、将来の成長戦略に必要な設備投資及び研究開発活動や新たな事業展開など『さらなる企業価値の向上』を図るための資金に活用したいと考えております。

第91期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び上記方針を勘案し、次のとおり当社普通株式1株につき70円とさせていただきますと存じます。この場合、当期の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当額の比率である連結配当性向は37.0%となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は429,326,730円となります。

(注) 中間配当(1株につき40円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき110円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

現任取締役7名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) (在任年数)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2021年3月末時点)
1	新 貝 元 (1957年12月12日生) (在任年数5年)	1982年4月 大同特殊鋼株式会社入社 2001年12月 同社鋼材事業部知多工場副工場長 2003年6月 同社鋼材事業部知多工場技術部長 兼知多工場副工場長 2004年4月 同社鋼材事業部星崎工場長 2006年6月 同社高機能材料事業部長 2008年1月 同社鋼材事業部知多工場長 2009年6月 同社取締役高合金事業部長 2010年6月 同社取締役調達本部長 2012年4月 同社取締役機能材料製品本部長 2012年6月 同社常務取締役 2012年6月 当社取締役(社外)就任 2013年6月 当社取締役(社外)退任 2014年6月 大同特殊鋼株式会社代表取締役副社長 2015年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2016年6月 同社代表取締役副社長執行役員 退任 2016年6月 当社代表取締役社長(現任)	4,615株
<p>新貝元氏は、大同特殊鋼株式会社において星崎工場長や知多工場長等を歴任するなどステンレス鋼製造技術について深い知識を有するとともに、2009年6月より同社の取締役、2014年6月から2016年6月までは同社の代表取締役副社長として経営を担っており、豊富な経験と実績を有しております。2016年6月に当社代表取締役に就任した後は、「第14次中期計画(NSR20)」の達成に向け強力なリーダーシップを発揮し、また、コーポレートガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底を含む経営改革を確実に推し進めております。以上のことから、当社の持続的な企業価値の向上に向けた成長戦略を牽引する経営リーダーとして最適な人材であると判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日) (在任年数)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2021年3月末時点)
2	高橋 一朗 (1961年9月14日生) (在任年数2年)	1984年4月 当社入社 2013年5月 THAI SEISEN CO., LTD. 代表取締役社長 (在籍出向) 2016年4月 当社執行役員枚方工場長 2019年6月 当社取締役執行役員枚方工場長 2021年4月 当社取締役常務執行役員(現任) 鋼線製造主担当、研究開発部・顧客サービス部担当、サステナビリティ担当	1,964株
高橋一朗氏は、1984年の入社以来、製造部門、研究開発部門、品質保証部門の経験が長く、また2013年5月よりTHAI SEISEN CO., LTD. 代表取締役社長、2016年4月より当社執行役員、2019年6月より取締役執行役員として経営を担っており、当社取締役として最適な人材であると判断しております。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2021年3月末時点)
3	加藤 泰資 (1959年2月4日生) 新任	1982年4月 大同特殊鋼株式会社入社 2004年6月 同社高機能材料事業部溶接材料部長 2010年4月 当社企画管理部長 2012年3月 当社経営企画部長 2014年4月 当社総務部長 2015年4月 当社執行役員総務部長 2019年4月 当社常務執行役員総務部長 2021年4月 当社常務執行役員(現任) 総務部・情報システム部担当、コンプライアンス担当	1,932株
加藤泰資氏は、大同特殊鋼株式会社において調達・営業に関する豊富な経験を有しており、当社入社後の2010年以降においては企画管理部長、経営企画部長、総務部長を歴任し、また2015年4月より当社執行役員、2019年4月より常務執行役員として経営を担っており、当社取締役として最適な人材であると判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日) (在任年数)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2021年3月末時点)
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社外取締役候補者</div> はな い たけし <b>花 井 健</b> (1954年10月16日生) (在任年数6年)	1977年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2000年7月 同行国際為替営業部長 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行) 本店営業第四部長 2004年4月 同行執行役員上海支店長 2006年3月 同行常務執行役員アジア・オセアニア地域統括役員 2007年6月 同行常務執行役員、日本瑞穂実業銀行(中国) 有限公司董事長、みずほ中国総代表 2008年4月 同行常務執行役員営業統括役員 2009年4月 同行理事(2009年4月退任) 2009年5月 楽天株式会社常務執行役員 2010年3月 同社取締役常務執行役員(2011年7月退任) 2013年6月 株式会社ネクスト(現株式会社LIFULL) 監査役(社外)(現任) 2014年6月 株式会社アシックス取締役(社外)(2020年3月退任) 2014年6月 株式会社丸運取締役(社外)(2020年6月退任) 2015年6月 当社取締役(社外)(現任) 2017年6月 タツタ電線株式会社取締役(社外)(現任) 2020年6月 ギークス株式会社取締役(社外)(現任)	1,895株
<p>花井 健氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)に入行され執行役員や常務執行役員として要職を歴任された後に、楽天株式会社をはじめとする他社の経営に長年にわたり携わっておられ、企業経営に関する豊富な経験と実績を有していることから、これらの経験及び知見が、特にコーポレートガバナンスの強化に向けた経営施策に反映されることを期待したためであります。</p> <p>また当社社外取締役として、当社とは独立した立場から当社経営に対時的確な提言を行っており、このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏の再任が承認された場合は、ガバナンス委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>花井 健氏は社外取締役候補者であります。当社は花井 健氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。</li> <li>なお、花井 健氏は当社の主要な取引金融機関である株式会社みずほ銀行に勤務していましたが、同行を退行してから12年以上が経過しております。</li> <li>花井 健氏は、タツタ電線株式会社及びギークス株式会社の社外取締役、株式会社LIFULLの社外監査役を兼務しておりますが、各社と当社との間には特別の利害関係はありません。</li> <li>当社は花井 健氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間に同責任限定契約を継続する予定であります。</li> </ol>			

候補者番号	氏名 (生年月日) (在任年数)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2021年3月末時点)
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社外取締役候補者</div> たき ざわ まさ あき <b>滝沢 正明</b> (1948年8月8日生) (在任年数5年)	1971年4月 岡谷鋼機株式会社入社 1992年3月 米国岡谷鋼機株式会社ニューヨーク店長 1999年5月 岡谷鋼機株式会社貿易本部長 2002年5月 同社取締役貿易本部長 2003年5月 同社取締役海外関連事業部・海外事業所担当兼貿易本部長 2005年6月 ブラザー工業株式会社監査役(非常勤) 2006年5月 岡谷鋼機株式会社取締役生活産業事業・現地法人等海外事業担当兼海外関連事業部長 2007年5月 同社取締役生活産業事業・海外関連事業担当兼東京本店副本店長 2008年5月 同社取締役、米国岡谷鋼機株式会社CEO会長兼社長 2008年6月 ブラザー工業株式会社監査役(非常勤)退任 2012年5月 岡谷鋼機株式会社取締役退任、米国岡谷鋼機株式会社CEO会長兼社長退任、米国岡谷鋼機株式会社顧問 2013年5月 同社顧問退任 2016年6月 当社取締役(社外)(現任)	200株
<p>滝沢正明氏を社外取締役候補者とした理由は、岡谷鋼機株式会社に入社され営業部門、貿易部門の要職を歴任された後に、2002年5月以降は同社の取締役及び米国岡谷鋼機株式会社CEO会長兼社長として経営に長年にわたり携わっておられ、企業経営に関する豊富な経験と実績を有していることから、これらの経験及び知見が、特に事業のグローバル展開に向けた経営施策に反映されることを期待したためであります。</p> <p>また当社社外取締役として、当社とは独立した立場から当社経営に対する確かな提言を行っており、このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏の再任が承認された場合は、ガバナンス委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 滝沢正明氏は社外取締役候補者であります。当社は滝沢正明氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。</li> <li>2. なお、滝沢正明氏は岡谷鋼機株式会社の元取締役であり、同社グループは当社との間に営業上の取引がありますが、その取引金額は当期連結売上高の3%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</li> <li>3. 当社は滝沢正明氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間に同責任限定契約を継続する予定であります。</li> </ol>			

候補者番号	氏名 (生年月日) (在任年数)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2021年3月末時点)
6	ぬく しな まさ やす 温 品 昌 泰 (1966年3月26日生) (在任年数1年)	1989年4月 大同特殊鋼株式会社入社 2017年4月 同社自動車ビジネスユニット名古屋営業部長 2020年4月 同社執行役員大阪支店長兼ステンレス・軸受産機ビジネスユニット長 2020年6月 当社取締役(現任) 2021年6月 大同特殊鋼株式会社執行役員鋼材営業本部副本部長兼大阪支店長(現任)	0株
<p>温品昌泰氏は、大同特殊鋼株式会社において自動車ビジネスユニット名古屋営業部長、ステンレス・軸受産機ビジネスユニット長を歴任されるなど、ステンレス鋼の国内販売や輸出に関して深い知識と経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断しております。</p> <p>(注) 大同特殊鋼株式会社は当社の親会社であり、また、同社は原材料の重要な供給元であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日) (在任年数)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2021年3月末時点)
7	わた なべ たけし 渡 邊 剛 (1967年3月28日生) (在任年数2年)	1990年4月 大同特殊鋼株式会社入社 2014年6月 同社機能材料製品本部ステンレス・高合金事業部星崎工場副工場長 2018年4月 同社生産技術部長 2019年4月 同社星崎工場長 2019年6月 当社取締役(現任) 2021年6月 大同特殊鋼株式会社鋼材生産本部星崎工場長(現任)	0株
<p>渡邊 剛氏は、大同特殊鋼株式会社において生産技術部長や星崎工場長を歴任されるなどステンレス鋼製造技術について深い知識と経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映いただけるものと判断しております。</p> <p>(注) 大同特殊鋼株式会社は当社の親会社であり、また同社は原材料の重要な供給元であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式の数には、各候補者の日本精線役員持株会における持分株数が含まれております。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されず。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であり、また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役中川幸朋氏は、本総会終結の時をもって辞任され、監査役笹山眞一氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2021年3月末時点)
1	津田俊之 (1960年1月6日生)  新任	1982年4月 当社入社 2009年4月 当社材料部長 2011年10月 当社購買部長 2013年4月 当社販売企画部長 2015年4月 当社執行役員営業統括部長 2021年4月 当社常勤顧問(現任)	1,555株
津田俊之氏は、1982年の入社以来、国内営業、材料購買、販売企画等の豊富な業務経験を有しており、また2015年4月より執行役員として経営を担う等、当社監査役として最適な人材であると判断しております。			
(注)			
1. 津田俊之氏は補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2021年9月末時点)
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           社外監査役 候補者         </div> はせがわ ただし 長谷川 正 (1956年10月22日生)  新任	1980年4月 日本冶金工業株式会社入社 2004年12月 株式会社YAKIN川崎総務部長 2007年6月 日本冶金工業株式会社資材部長 2009年4月 同社総務部長 2010年6月 同社取締役 2012年6月 同社常務執行役員川崎製造所副所長 2013年6月 同社常務執行役員 (2016年6月退任) 2016年6月 ナスクリエイト株式会社常務取締役 (2020年6月退任) 2016年7月 ナスエンジニアリング株式会社取締役 (2020年6月退任) 2020年6月 ナス物産株式会社監査役 (現任、2021年6月退任予定)	0株
<p>長谷川 正氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は日本冶金工業株式会社に入社され総務部門、資材部門の要職を歴任された後に、2010年6月以降は同社や同社グループの取締役、執行役員、監査役として携わっておられ、企業経営に関する豊富な経験と実績を有していることから、このような幅広い経験と高度な知見を当社の監査業務に反映いただけるものと判断したためであります。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>長谷川 正氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に選任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</li> <li>長谷川 正氏は、日本冶金工業株式会社の元取締役であり、同社グループは当社との間に営業上の取引がありますが、その取引金額は当期連結売上高の3%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</li> <li>長谷川 正氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。</li> </ol>			

- (注)
- 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 所有する当社の株式の数には、各候補者の日本精線役員持株会における持分株数が含まれております。
  - 当社は、監査役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であり、また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数 (2021年3月末時点)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社外監査役候補者</div> <p>みなみ しょう さく 南 昌 作 (1972年6月8日生)</p>	<p>2000年4月 大阪弁護士会登録、御堂筋法律事務所入所 2007年9月 同所退所 2007年10月 リーガル・ソリューション法律事務所設立（現在に至る）</p>	0株
<p>南 昌作氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての経験及び培われた法律知識を当社の監査に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 南 昌作氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</li> <li>2. 南 昌作氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任することとなった場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。</li> <li>3. 当社は、リーガル・ソリューション法律事務所との間に顧問契約はなく、また定常的な取引もありません。</li> <li>4. 南 昌作氏が監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。</li> <li>5. 当社は、監査役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。当該候補者が監査役に就任することとなった場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であり、また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。</li> </ol>		

## 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任する秋田康明氏に対し在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社は、本招集ご通知18～19ページに記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておりません。本議案の内容はガバナンス委員会において協議した上で、取締役会において決定しており、その内容は相当であると考えております。

なお、略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
あき た やす あき 秋 田 康 明	2014年6月 当社取締役 現在に至る

**第6号議案 役員賞与支給の件**

当期の業績等を勘案し、当期末時点の取締役のうち常勤取締役3名に対し、総額26百万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

また、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社は、本招集ご通知18～19ページに記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておりません。本議案の内容はガバナンス委員会において協議した上で、取締役会において決定しており、その内容は相当であると考えております。

以 上

# 株主総会会場のご案内

## ◎会場

大阪市北区梅田三丁目3番45号  
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ  
電話 (06) 6458-7111番

## ◎会場付近略図



### 新型コロナウイルスに関するお知らせ等

本株主総会に出席される株主様は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染防止にご配慮いただけますようお願い申し上げます。会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、インターネットや書面により事前に議決権行使をいただけます。